

オフィシャル光利用約款

株式会社オフィシャル

第1章 総則

第1条（約款の適用）

- 1 株式会社オフィシャル（以下「当社」といいます。）は、このオフィシャル光利用約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、オフィシャル光（OFCネットによるインターネット接続サービスを含みます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本サービスの利用に関しては、本約款のほか、料金表、キャンペーン規定その他当社が別途定める個別規定（以下総称して「個別規定」といいます。）が適用されるものとします。
- 3 本約款と個別規定の内容が異なる場合は、個別規定が優先して適用されるものとします。

第2条（約款の変更）

- 1 当社は、民法548条の4の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款を変更することがあります。
 - （1）契約者の一般の利益に適合するとき
 - （2）変更が本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、本約款を変更する場合、変更後の本約款の内容及び効力発生日を、効力発生日までに、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と認める方法により周知するものとします。
- 3 変更後の約款は、当社が定める効力発生日から適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

本約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）「オフィシャル光」とは、当社が提供する光コラボレーションモデルによる光回線サービスをいいます。
- （2）「OFCネット」とは、オフィシャル光に付帯して提供されるインターネット接続サービスをいいます。
- （3）「契約者」とは、本約款に基づき当社と本サービス利用契約を締結した個人をいいます。
- （4）「契約締結日」とは、第8条第1項の規定により本サービス利用契約が成立した日をいいます。
- （5）「開通日」とは、当社が本サービスを利用可能な状態とし、契約者が本サービスの利用を開始することができる日（NTT東日本・西日本が回線の開通を完了した日又は当社が別途指定する日をいいます。）をいいます。
- （6）「申込者」とは、本サービス利用契約の申込みを行った者をいいます。
- （7）「本サービス利用契約」とは、本約款に基づき当社と契約者との間で成立するオフィシャル光（OFCネットを含みます。）の利用に関する契約をいいます。
- （8）「契約者回線」とは、本サービスの提供を受けるために設置される電気通信回線をいいます。
- （9）「端末設備」とは、契約者回線の終端に接続されるONU、ホームゲートウェイその他の通信機器をいいます。
- （10）「NTT東日本・西日本」とは、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社を総称していいます。
- （11）「転用」とは、NTT東日本・西日本が提供する光回線サービスから本サービスへ移行することをいいます。
- （12）「事業者変更」とは、他の光コラボレーション事業者から本サービスへ移行し、又は本サービスから他の光コラボレーション事業者へ移行することをいいます。
- （13）「オプションサービス」とは、当社が別途提供する付加サービスをいいます。
- （14）「オフィシャル光電話」とは、当社が本サービスに付随して提供するIP電話サービスをいいます。
- （15）「光電話オプションサービス」とは、割込電話、番号ディスプレイ、転送電話、追加番号サービス、複数チャネルサービスその他当社が別途定める電話付加サービスをいいます。
- （16）「料金表」とは、本サービスに関する料金及び工事費等を定める【別紙】料金表をいいます。

第4条（通知）

- 1 当社から契約者への通知は、電子メール、SMS、マイページ、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と認める方法により行うものとします。

- 2 前項の通知は、電子メール又はSMSについては発信時、ウェブサイト又はマイページへの掲載については掲載時にその効力を生じるものとします。

第5条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、契約者及び申込者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他関係法令並びに当社プライバシーポリシーに従い適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供、料金請求、本人確認、工事手配、保守対応その他本サービスの運営に必要な範囲で個人情報を利用するものとします。
- 3 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、NTT東日本・西日本、決済代行会社、委託事業者その他提携事業者から契約者情報を提供することがあります。

第6条（費用負担の原則）

契約者は、本サービスの利用に伴い必要となる工事費、契約事務手数料、訪問費用、出張費、交通費、修理費、部品代、配送費、送料その他本サービスの提供又は保守に要する費用については、本約款、料金表又は当社が別途定めるところに従い負担するものとし、法令又は本約款に別段の定めがある場合を除き、当社はこれらの費用を負担しないものとします。

第2章 契約

第7条（契約の申込み）

- 1 本サービスの利用を希望する者は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
- 2 本サービスは個人向けサービスとし、法人又は個人事業主による事業利用を目的とする申込みはできないものとします。
- 3 本サービスは、オフィシャル光及びOFCネットを一体として提供するサービスであり、いずれか単独で契約することはできません。
- 4 当社は、申込みに際し、本人確認書類その他必要な資料の提出を求めることがあります。
- 5 申込者は、申込み内容について真実かつ正確な情報を提供するものとします。

第8条（契約の成立）

- 1 本サービス利用契約は、当社が申込みを承諾した時に成立するものとします。
- 2 当社は、契約成立後、電気通信事業法その他関係法令に基づく契約書面を、書面又は電磁的方法により交付するものとします。

第9条（初期契約解除制度）

- 1 契約者は、電気通信事業法その他関係法令の定めに基づき、当社が交付する契約書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面又は電磁的方法により本サービスに係る利用契約を解除することができます。
- 2 前項の場合であっても、契約者は、工事が実施された場合の工事費、契約事務手数料、既に提供を受けたサービスの利用料金その他法令上契約者の負担が認められる費用を負担するものとします。
- 3 初期契約解除の手続その他必要な事項については、電気通信事業法その他関係法令の定めによるものとします。

第10条（訪問販売等におけるクーリング・オフ）

- 1 本サービスの申込み又は契約が、特定商取引に関する法律に定めるクーリング・オフの適用対象となる場合は、契約者は、同法の定めに従い契約の申込みを撤回し、又は契約を解除することができます。
- 2 前項の場合における契約者の費用負担その他の取扱いについては、特定商取引に関する法律その他関係法令の定めによるものとします。

第11条（申込みの承諾）

- 1 当社は、申込者から申込みがあった場合、必要な審査を行ったうえで承諾するものとします。
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込内容に虚偽、誤記又は記載漏れがあるとき
 - (2) 料金その他の支払債務の履行に不安があるとき
 - (3) 過去に当社サービスの利用停止又は契約解除を受けたことがあるとき
 - (4) 技術上又は設備上の理由によりサービス提供が困難なとき
 - (5) 反社会的勢力に該当すると当社が判断したとき
 - (6) その他当社が不適当と判断したとき

第12条（提供区域）

- 1 本サービスは、NTT東日本・西日本が定める光回線提供区域内で提供します。
- 2 提供区域内であっても、設備状況その他の事情により提供できない場合があります。

第13条（転用）

- 1 申込者は、NTT東日本・西日本が提供する光回線サービスから本サービスへ転用することができます。
- 2 転用にあたり、申込者はNTT東日本・西日本が発行する転用承諾番号その他必要な情報を当社へ提供するものとします。
- 3 転用手续に関して申込者と第三者との間に紛争が生じた場合、当社は責任を負わないものとします。

第14条（事業者変更）

- 1 申込者は、他の光コラボレーション事業者から本サービスへ事業者変更を行うことができます。
- 2 事業者変更にあたり、申込者は事業者変更承諾番号その他必要な情報を当社へ提供するものとします。
- 3 契約者が本サービスから他の光コラボレーション事業者へ事業者変更を行う場合は、当社所定の方法により事業者変更承諾番号の発行を受けるものとし、当社が指定する方法に従い事業者変更の手続を行うものとします。
- 4 契約者が他事業者へ事業者変更を行う場合は、料金表に定める事業者変更事務手数料を支払うものとします。
- 5 本サービスから他事業者へ事業者変更を行う場合において、未払料金又は工事費残債があるときは、当社は事業者変更手続を保留することがあります。

第15条（契約内容の変更）

- 1 契約者は、料金プランその他契約内容の変更を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとします。
- 2 変更の効力発生日は、当社が別途定めるものとします。
- 3 変更内容によっては工事費又は手数料が発生する場合があります。

第16条（契約者回線の移転）

- 1 契約者は、提供区域内に限り契約者回線の移転を申し込むことができます。
- 2 移転先の設備状況により、移転ができない場合があります。
- 3 移転工事費その他必要な費用は契約者の負担とします。

第17条（契約者情報の変更）

- 1 契約者は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他当社へ届け出た事項に変更が生じた場合、速やかに当社へ届け出るものとします。
- 2 前項の届出がなされなかったことにより契約者に不利益が生じた場合、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第18条（契約上の地位の承継）

- 1 契約者が死亡した場合、その相続人は、当社所定の方法により契約上の地位を承継することができるものとします。

2 当社は、承継手続に必要な書類の提出を求めることができますものとします。

第19条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を第三者へ譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

第3章 サービス提供

第20条（本サービスの提供）

- 1 当社は、契約者に対し、本約款の定めに従い、本サービスを提供するものとします。
- 2 本サービスは、当社が提供する光回線サービス（インターネット接続機能の提供を含みます。）とし、契約者は、必要に応じて当社が別途提供するその他のオプションサービスを利用することができます。
- 3 本サービスには、電子メールサービス及びホームページサービスは含まれないものとします。

第21条（オプションサービス）

- 1 契約者は、当社が別途定めるオプションサービスを申し込むことができるものとします。
- 2 オプションサービスの利用条件、料金その他の事項については、当社が別途定める利用規約又は料金表によるものとします。

第22条（オフィシャル光電話）

- 1 契約者は、本サービスに付随するオフィシャル光電話及びそのオプションサービス（以下「光電話サービス」といいます。）を、当社所定の方法により申し込むことができます。
- 2 光電話サービスは、本サービスの契約を前提として提供されるものとし、本サービスが終了した場合は、光電話サービスも当然に終了するものとします。
- 3 光電話サービスの提供は、NTT東日本・西日本の設備その他提供条件に従うものとし、設備状況その他の理由により提供できない場合があります。
- 4 光電話サービスの内容、料金、工事費その他提供条件は、本約款及び料金表の定めによるものとします。

第23条（電話番号の取扱い）

- 1 契約者が利用する電話番号は、NTT東日本・西日本その他関係事業者の定める条件に従うものとします。
- 2 契約者は、番号ポータビリティその他電話番号の移行手続について、当社又は関係事業者が定める方法に従うものとします。
- 3 契約終了時における電話番号の継続利用の可否、電話番号の変更、返却その他の取扱いについては、法令及び関係事業者の提供条件によるものとします。

第24条（光電話サービスの利用制限）

- 1 停電、設備故障、保守工事その他やむを得ない事由により、光電話サービスを利用できない場合があります。
- 2 契約者は、停電時には一部又は全部の電話機能が利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 当社は、通信設備の保守又は運用上必要がある場合には、光電話サービスの全部又は一部を中断又は停止することがあります。

第25条（光電話サービスの責任）

- 1 当社は、光電話サービスについて、NTT東日本・西日本その他関係事業者の設備又は役務に起因して生じた障害、通信不能その他の事象について責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。
- 2 当社は、天災地変、停電、通信設備の障害その他当社の責めに帰することができない事由により光電話サービスを利用できなかったことにより契約者又は第三者に生じた損害について責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、停電時、通信設備の故障時その他当社又はNTT東日本・西日本の設備が利用できない場合に

は、光電話サービスによる発着信及び緊急通報（１１０番、１１８番、１１９番等）が利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

- 4 当社は、前項の事由により契約者又は第三者に生じた損害について、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第２６条（サービス提供区域）

- 1 本サービスの提供区域は、ＮＴＴ東日本・西日本が定めるＩＰ通信網サービスの提供区域内とします。
- 2 前項の区域内であっても、設備状況、建物条件その他技術上又は運用上の理由により、本サービスを提供できない場合があります。
- 3 当社は、本サービスの提供が困難であると判断した場合には、契約申込みを承諾しないことがあります。

第２７条（サービス内容の変更）

- 1 当社は、本サービスの品質維持、機能向上又は法令改正その他の事由により、本サービスの内容を変更することがあります。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合には、事前に当社ウェブサイトその他当社が適当と認める方法により契約者へ周知するものとします。
- 3 前項の変更が軽微なものである場合は、事後の周知をもって足りるものとします。
- 4 ＮＴＴ東日本・西日本が御電気通信役務の内容、料金、提供条件その他の事項を変更した場合は、当社は、本サービスの内容、料金その他の提供条件を変更することがあります。

第４章 工事及び設備

第２８条（工事）

- 1 当社は、本サービスの提供開始、移転、品目変更その他契約内容の変更に必要な工事を行います。
- 2 工事の実施にあたり、契約者は工事に必要な場所への立入りその他必要な協力を行うものとします。
- 3 当社、ＮＴＴ東日本・西日本又はこれらの委託事業者は、現地の設備状況、建物の構造、法令上の制限その他の事由により工事の実施が困難又は不適当と判断した場合は、工事を中止し、又は工事内容を変更することができるものとします。
- 4 契約者の都合により工事を実施できなかった場合又は工事が完了できなかった場合であっても、当社は、契約者に対し、工事費、出張費、交通費、訪問費その他工事の実施又は実施のために要した費用を請求することができるものとします。
- 5 現地調査又は工事の結果、申込時に想定していなかった工事、部材、機器、訪問、出張その他の費用が必要となる場合は、当社は契約者にその内容及び費用を提示し、契約者の承諾を得た上で追加工事を実施するものとします。
- 6 工事に関する費用は、別途料金表の定めによるものとします。

第２９条（端末設備の提供）

- 1 当社は、契約者から申込みがあった場合、ONU、ホームゲートウェイ、光電話対応機器その他必要な端末設備を提供することがあります。
- 2 端末設備の利用条件及び料金は、別途料金表の定めによるものとします。
- 3 契約者は、善良なる管理者の注意をもって端末設備を使用しなければならないものとします。

第３０条（端末設備の返還）

- 1 契約者は、ONU、ホームゲートウェイ、光電話対応機器その他当社又はＮＴＴ東日本・西日本から貸与を受けた端末設備（以下「貸与機器」といいます。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当社が指定する方法により返還するものとします。
 - (1) 利用契約が終了したとき
 - (2) 当社が返還を求めたとき
 - (3) 貸与機器の交換又は変更が必要となったとき
- 2 貸与機器の返還に要する送料その他の費用は、契約者の負担とします。

- 3 契約者が貸与機器を返還しない場合、紛失し、毀損し、又は返還不能となった場合は、当社が定める損害金（再調達相当額）を支払うものとします。

第5章 利用中止・停止及び契約解除

第31条（サービスの利用中止）

- 1 当社は、設備保守、工事、障害対応その他やむを得ない事由により、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。
- 2 当社は、前項の場合、事前に契約者へ通知するよう努めるものとします。ただし緊急の場合はこの限りではありません。

第32条（サービスの利用停止）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金等の支払を怠ったとき
 - (2) 本約款に違反したとき
 - (3) 虚偽の届出を行ったとき
 - (4) 当社又は第三者に損害を与えるおそれがあるとき
 - (5) その他前各号に準ずる事由があり、本サービスの提供が不相当であると当社が合理的に判断したとき
- 2 利用停止期間中であっても契約者は料金支払義務を負うものとします。

第33条（契約者による解約）

- 1 契約者は、当社所定の方法により利用契約を解約することができます。
- 2 解約日は当社が解約申請を受理した日又は契約者が希望する日とします。
- 3 工事費残債その他未払債務がある場合は、契約終了後も支払義務を負うものとします。

第34条（当社による契約解除）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、催告なく利用契約を解除することがあります。
 - (1) 利用停止後も是正されないとき
 - (2) 反社会的勢力に該当すると判明したとき
 - (3) 重大な法令違反を行ったとき
 - (4) 破産、民事再生その他信用状態の悪化が認められたとき
 - (5) 仮差押え、差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、手形交換所の取引停止処分その他これらに準ずる処分を受けたとき
 - (6) その他前各号に準ずる事由があり、契約の継続が困難であると当社が合理的に判断したとき
- 2 前項の規定により利用契約が解除された場合、契約者は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに支払うものとします。

第35条（契約終了後の取扱い）

契約者は、利用契約が終了した場合であっても、終了時点において発生している料金、工事費残債その他の債務について、その支払義務を免れないものとします。

第6章 通信

第36条（通信利用の制限）

- 1 当社は、通信の公平利用及びネットワーク保護のため、通信速度、通信量又は通信時間を制限することがあります。
- 2 通信が著しく集中した場合、特定の通信を制限又は切断することがあります。
- 3 当社は、本条に基づく通信制限を行う場合には、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめその旨を契約者に周知するよう努めるものとします。

第37条（利用上の注意）

- 1 本サービスはベストエフォート型サービスであり、通信速度、通信品質、接続性、稼働率、復旧時間その他のサービスレベルを保証するものではありません。
- 2 契約者の利用環境、利用機器、回線混雑状況その他の要因により、通信速度が低下する場合があります。
- 3 当社は、通信速度その他の通信品質について保証を行わないものとします。

第7章 料金等

第38条（料金）

契約者は、本サービスの対価として、料金表に定める料金を支払うものとします。

第39条（課金開始日）

- 1 光回線サービス（ISPサービスを含む）は、開通日から課金を開始するものとします。
- 2 オプションサービスは、当社が利用可能とした日から課金を開始するものとします。
- 3 光電話サービスは、当社が利用可能とした日から課金を開始するものとします。

第40条（料金の支払方法）

契約者は、当社が指定する決済方法により料金を支払うものとします。

第41条（工事費）

契約者は、工事が発生した場合、料金表に定める工事費を支払うものとします。

第42条（工事費実質無料キャンペーン）

- 1 当社は、別途定める条件により工事費実質無料キャンペーンを実施することがあります。
- 2 契約者が所定期間内に解約した場合、未払い工事費残債を一括して支払うものとします。

第43条（延滞利息及び債権譲渡等）

- 1 契約者が料金等の支払を遅延した場合、年14.5%の割合による延滞利息を支払うものとします。
- 2 当社は、本サービスに係る料金その他の債権を第三者に譲渡することがあります。契約者は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合において、当社は、料金請求、収納事務、債権管理その他本サービスの運営に必要な範囲で、契約者の氏名、住所、電話番号、契約内容、請求金額その他必要な情報を、債権譲受人、決済代行会社、収納代行会社その他当社が委託する事業者へ提供することができるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

第8章 保守・損害賠償及び免責

第44条（設備の維持管理）

- 1 当社は、当社が設置した電気通信設備を電気通信事業法その他関係法令に適合するよう維持するものとします。
- 2 契約者は、自ら設置する端末設備及び自営電気通信設備について、技術基準その他関係法令に適合するよう維持管理するものとします。
- 3 契約者の設備に起因して当社設備に障害が発生した場合、当社は当該設備の利用停止又は切離しを行うことがあります。

第45条（故障時の対応）

- 1 契約者は、本サービスに異常又は故障を発見した場合、速やかに当社へ通知するものとします。
- 2 当社は、契約者からの申告に基づき必要な調査を行い、必要に応じて修理支援又は委託事業者による修理の手配を行うものとします。
- 3 当社又はNTT東日本・西日本が調査した結果、故障原因が契約者設備にあることが判明した場合、訪問費用、出張費、交通費、点検費、修理費、部品代その他必要な費用を契約者が負担するものとします。

- 4 契約者の都合により調査、修理又は訪問作業を実施できなかった場合であっても、契約者は、訪問費、出張費、交通費、点検費その他既に発生した費用を負担するものとします。
- 5 契約者設備がメーカー保証、販売店保証又は保守契約の対象となる場合は、当社は、当該保証又は保守契約に基づく対応を優先するよう契約者へ案内することができるものとします。
- 6 当社が行う故障診断、修理支援その他のサポートは、メーカー、販売店その他第三者による保証又は修理義務を代替するものではなく、当社はこれら第三者が実施する修理、交換その他の対応について責任を負わないものとします。

第46条（損害賠償）

- 1 当社は、当社の責めに帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、その状態が連続して24時間以上継続したときに限り、契約者が直接被った通常損害を賠償するものとします。
- 2 前項の賠償額は、利用不能となった期間に対応する月額基本料金相当額を上限とします。
- 3 当社は、逸失利益、営業機会の喪失、データの消失又は毀損、業務の中断、間接損害、特別損害その他第三者からの請求に基づく損害について責任を負わないものとします。
- 4 当社の故意又は重大な過失による場合は、本条の制限は適用しないものとします。

第47条（免責）

- 1 当社は、次の各号により生じた損害について責任を負わないものとします。
 - （1）天災地変、停電、通信障害、戦争、暴動、騒乱、感染症の流行、法令の制定若しくは改廃、公権力による命令その他当社の責めに帰することができない事由
 - （2）NTT東日本・西日本の設備障害又は工事による場合
 - （3）契約者設備の故障、設定不良又は誤操作による場合
 - （4）第三者による不正アクセス、ウイルス感染又はサイバー攻撃による場合
 - （5）通信速度の低下又は通信品質の変動による場合
 - （6）法令又は公的機関の要請による通信制限による場合
- 2 本サービスはベストエフォート型サービスであり、通信速度、通信品質、接続性、稼働率、復旧時間その他のサービスレベルを保証するものではありません。
- 3 当社は、本サービスが契約者設備又は第三者製品との互換性、接続性又は正常な動作を保証するものではありません。
- 4 当社は、オプションサービスについて、その提供事業者の責めに帰すべき事由による損害について責任を負わないものとします。
- 5 オフィシャルサポート、オフィシャルサポートプラス又はオフィシャルオールサポートにおける遠隔サポート、訪問設定又は訪問修理により生じた損害については、当社又は委託先の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
- 6 当社は、NTT東日本・西日本又は委託事業者が実施する工事、保守、修理、訪問設定その他役務の内容、品質、実施時期又は実施結果について保証するものではなく、当社の故意又は重大な過失による場合を除き責任を負わないものとします。
- 7 当社は、本サービスに関連してNTT東日本・西日本又は委託事業者が実施する工事、修理、保守、訪問作業その他の役務に要する費用について負担する義務を負わないものとします。
- 8 デバイス補償特典の補償範囲及び保険金支払の可否については、別途定めるオフィシャルオールサポート利用規約及び引受保険会社の判断によるものとします。
- 9 契約者は、遠隔サポート、訪問設定、故障診断、修理その他本サービスの提供を受ける前に、自らの責任と費用において必要なデータの保存及びバックアップを行うものとし、当社は、データの消失、毀損、変更、復元その他これらに関連して生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第9章 雑則

第48条（契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたり次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (2) 第三者の権利又は利益を侵害する行為
- (3) 不正アクセスその他不正な通信行為
- (4) 迷惑メール送信その他第三者に迷惑を及ぼす行為
- (5) 本サービスの再販売又は第三者への転貸
- (6) 当社設備の改変、分解又は損壊
- (7) その他当社が不適当と判断する行為

2 契約者が前項に違反し、当社又は第三者に損害を与えた場合、その責任を負うものとします。

第49条（設置場所の提供）

契約者は、本サービス提供のために必要な設備設置場所、電力その他必要な環境を無償で提供するものとします。

第50条（契約者情報の利用）

- 1 当社は、本サービスの提供、料金請求、保守対応及び契約管理のため、契約者情報を利用するものとします。
- 2 当社は、契約者情報をプライバシーポリシーに従い適切に取り扱うものとします。
- 3 当社は、業務委託先に対し必要な範囲で契約者情報を提供することがあります。

第51条（サービス内容の変更又は廃止）

- 1 当社は、事業運営上必要がある場合、本サービスの全部又は一部を変更し又は廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の場合、相当期間前までに契約者へ周知するものとします。

第52条（反社会的勢力の排除）

- 1 次の各号のいずれかに該当し、又は所属する団体若しくは個人（該当し、又は所属しなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）を「反社会的勢力」といいます。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ及び特殊知能暴力集団等
- 2 契約者は、現在及び将来にわたり、自らが反社会的勢力に該当せず、かつ反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、保証するものとします。
- 3 前項の表明・保証した内容に反する事実が疑われる場合は、当社は契約者に対し報告を求めることができ、契約者はこれに応じる義務を負うものとします。
- 4 契約者が第2項の表明・保証に違反した場合、前項の報告を怠った場合又は虚偽の報告を行った場合は、当社は催告することなく当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。
- 5 前項に基づく解除について、契約者は当社が被った損害を賠償する責任を負うものとし、名目のいかなを問わず、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることができないものとします。

第53条（反社会的行為等の排除）

- 1 契約者が、自ら又は第三者を利用して当社（その役職員を含む。）に対し、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、当社は催告することなく当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。
 - (1) 暴力的行為又は脅迫的行為
 - (2) 反社会的勢力を代理人若しくは交渉窓口指定する行為
 - (3) 担当者の身柄を拘束する行為、又はつきまとい若しくは押しかけ等の行為
 - (4) 詐術その他の背信的行為
 - (5) 名誉若しくは信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - (6) 業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為

（７）その他の犯罪行為又は不法行為

- ２ 前項に基づき契約を解除された場合、契約者は名目のいかんを問わず自らに生じた損害の賠償を当社に求めることができないものとします。

第５４条（分離可能性）

本約款の一部が法令その他により無効又は執行不能とされた場合であっても、その他の規定は引き続き有効に存続するものとします。

第５５条（準拠法及び合意管轄）

- １ 本約款の成立、効力、履行及び解釈については日本法を準拠法とします。
- ２ 本サービスに関して契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じて、さいたま簡易裁判所又はさいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- １ 本約款は、令和８年８月８日から施行します。
- ２ 本約款施行以前に締結された契約についても、本約款施行日以後は本約款を適用するものとします。この場合において、契約者に不利益な内容の変更については、民法５４８条の４その他法令に定める手続によるものとします。

【別紙】料金表

別紙第1条（料金表の適用）

- 1 本サービスの料金、工事費、手数料その他の費用は、本料金表に定めるところによります。
- 2 本料金表に定めのない事項については、当社が別途定めるものとします。
- 3 本料金表に記載する金額は税込価格とします。
- 4 月額利用料金は、利用開始日又は利用終了日にかかわらず日割計算を行わないものとします。

別紙第2条（契約事務手数料）

契約者は、本サービスの契約にあたり、次の契約事務手数料を支払うものとします。

項目	金額（税込）
契約事務手数料（新規）	880円
契約事務手数料（転用、事業者変更）	3,300円

別紙第3条（工事費）

- 1 契約者は、開通工事又は移転工事を行う場合、次の工事費を支払うものとします。

項目	金額（税込）
新規開通工事費（派遣あり）	29,040円
新規開通工事費（派遣なし）	5,280円
移転工事費（派遣あり）	29,040円
移転工事費（派遣なし）	5,280円

- 2 シェアドアクセス事業者から本サービスへ切り替える場合は、光回線再利用手続費として6,600円（税込）を請求します。

別紙第4条（月額利用料金）

- 1 光回線サービスの月額利用料金は次のとおりとします。（ISPサービス料金を含みます。）

プラン	月額料金（税込）
ファミリータイプ	4,675円
マンションタイプ	3,575円
クロスタイプ（10Gbps）	5,390円

- 2 NTT東日本エリアのマンションタイプ契約者がホームゲートウェイを利用する場合は、ホームゲートウェイ利用料として月額275円（税込）を支払うものとします。
- 3 契約者がクロスタイプ（10Gbps）を利用する場合は、クロス対応レンタルルーター利用料として、月額550円（税込）を別途支払うものとします。
- 4 本サービスは、ISPサービスとのセット契約を条件として提供されるものとします。
- 5 光回線サービス（ISPサービスを含む）は、開通日から課金を開始するものとします。
- 6 本サービス料金は、日割計算を行わないものとします。

別紙第5条（オプションサービス料金）

契約者は、利用するオプションサービスに応じて次の料金を支払うものとします。

（1）サポートサービス

サービス名	月額料金（税込）
オフィシャルサポート	550円
オフィシャルサポートプラス	1,320円

オフィシャルオールサポート	1,650円
---------------	--------

●オフィシャルサポートには、次のサービスを含みます。

- ①電話サポート
- ②パソコンの遠隔サポート
- ③スマートフォン及びタブレットの遠隔サポート
- ④スマートフォンカメラ共有によるサポート
- ⑤訪問設定サービス（有償）
- ⑥パソコン及びスマートフォンの故障診断・修理支援サービス

●オフィシャルサポートプラスには、次のサービスを含みます。

- ①電話サポート
- ②パソコンの遠隔サポート
- ③スマートフォン及びタブレットの遠隔サポート
- ④スマートフォンカメラ共有によるサポート
- ⑤訪問設定サービス（有償）
- ⑥訪問設定料金の割引（通常料金 16,500 円（税込）→割引適用後料金 11,000 円（税込））
- ⑦パソコン及びスマートフォンの故障診断・修理支援サービス

●オフィシャルオールサポートには、次のサービスを含みます。

- ①電話サポート
- ②パソコンの遠隔サポート
- ③スマートフォン及びタブレットの遠隔サポート
- ④スマートフォンカメラ共有によるサポート
- ⑤訪問設定サービス（有償）
- ⑥訪問設定料金の割引（通常料金 16,500 円（税込）→割引適用後料金 11,000 円（税込））
- ⑦パソコン及びスマートフォンの故障診断・修理支援サービス
- ⑧デバイス補償特典

※本オプション未加入の場合は、お問い合わせフォームをご利用ください。

※遠隔サポートには、当社が指定する遠隔サポートシステムを使用します。

※訪問設定及び訪問修理は、当社が指定する委託事業者により実施します。

※訪問設定料金の割引は訪問設定サービスに限り適用され、訪問修理、故障診断その他修理支援を目的とする訪問には適用されません。

※費用は作業内容に応じた実費を当社又は委託事業者から契約者へ請求します。

※デバイス補償特典の内容、適用条件その他利用条件については、別途定めるオフィシャルオールサポート利用規約によります。

（2）セキュリティオプション

サービス名	月額料金（税込）
オフィシャルセキュリティ	440円

※当社が指定するセキュリティソフトのライセンスをマイページにて付与します。

※ライセンスを使用しない場合であっても、契約日から課金が発生します。

（3）出張修理オプション

サービス名	月額料金（税込）
24時間出張修理オプション	3,300円
7時～22時出張修理オプション	2,090円

※本オプションは、NTT東日本・西日本が提供する出張修理サービスです。

※出張修理は、NTT東日本・西日本が指定する委託事業者が行います。

※出張修理に要する費用は、当社から契約者へ請求するものとし、当社はこれらの費用を負担しないものとします。

（4）テレビオプション

サービス名	月額料金（税込）
フレッツテレビ	990円

※フレッツテレビの新規導入工事は、NTT東日本・西日本が指定する委託事業者が行います。

※フレッツテレビの新規導入工事に係る費用は、当社から契約者へ請求します。

（５）光電話サービス

サービス名	月額料金（税込）
オフィシャル光電話	550円
オフィシャル光電話エース	1,650円
割込電話	330円
番号ディスプレイ	440円
転送電話	550円
追加番号サービス	110円
複数チャネルサービス	440円
オフィシャル光電話対応機器	275円

※光電話サービスの新規導入工事は、NTT東日本・西日本が指定する委託事業者が行います。

※光電話工事費は、NTT東日本・西日本が定める工事費その他当社が別途定める額によるものとし、当社から契約者へ請求します。

別紙第6条（訪問設定の内容及び料金等）

- 訪問設定サービスには、マニュアル又は手順書に基づく初期設定作業、作業日程の調整及び作業報告を含むものとします。
- 訪問設定サービスは有料とし、料金は次の各号に定めるとおりとします。

（１）基本作業費（表示金額はすべて税込表記）

項目	通常料金	割引適用時	単位	備考
ネット設定作業費	16,500円	11,000円	1件	HGW又はルーターへのISP情報入力及び端末1台のWi-Fi接続設定（基本訪問費を含みます。）
メール設定 （オプション）	1,650円	—	1件	メールソフトへの1アカウントの設定及び送受信確認（1アカウントごと）
無線接続追加設定 （オプション）	1,650円	—	1台	パソコン、タブレット、スマートフォン、プリンタその他端末のWi-Fi接続設定（追加1台ごと）
延長料金	3,300円	—	30分	当社又は委託事業者の責めに帰すべき事由によらず、現地での待機又は作業延長が生じた場合
キャンセル料	5,500円	—	1件	作業日前日の午後6時以降にキャンセルされた場合

（２）時間外・深夜加算料金

時間帯	加算料金（税込）
午前9時から午後8時まで	加算なし

午後8時から午後10時まで	5,500円
午後10時から午前0時まで	13,200円
午前0時から午前7時まで	16,500円
午前7時から午前9時まで	5,500円

- 3 オフィシャルサポートプラス又はオフィシャルオールサポート契約者については、ネット設定作業費の通常料金 16,500 円（税込）を 11,000 円（税込）に割り引くものとします。
- 4 契約者の都合により作業が実施できなかった場合、訪問費、出張費その他既に発生した費用については、契約者が負担するものとします。
- 5 前各項に定めるもののほか、その他の作業料金については、当社又は委託事業者が別に定めるものとします。
- 6 作業料金の見積り及び訪問作業に関する事項は、次の各号に定めるとおりとします。
 - （1）作業内容、作業環境その他の条件に変更が生じた場合には、当社又は委託事業者は見積内容を変更し、又は再見積りを行うことがあります。
 - （2）作業に必要な機器、部材その他の物品については、契約者と事前に協議のうえ準備方法を定めるものとします。
 - （3）作業に必要な部品、機器その他の物品を当社又は委託事業者が調達する場合、その費用は実費として契約者に請求するものとします。
 - （4）訪問先の地域、交通事情その他の事情により、当社又は委託事業者は、交通費、出張費その他必要な費用を別途請求することがあります。
 - （5）見積書の有効期間は、発行日から 1 か月間とします。
 - （6）訪問作業の日程は、契約者の希望を考慮のうえ調整するものとします。ただし、天候、交通事情、作業員の稼働状況その他やむを得ない事情により、希望する日時に訪問できない場合があります。
 - （7）当社及び委託事業者は、訪問時刻、作業完了時刻その他の時間に関する事項を保証するものではなく、交通事情、作業状況その他の事情により、予定時刻から前後する場合があります。

別紙第7条（各種手数料）

- 1 契約者は、次の手数料が発生する場合があります。

項目	料金（税込）
請求書郵送手数料	220円／回
コンビニ支払手数料	880円／回
契約書郵送手数料	330円／回
口座引落手数料	110円／回
事業者変更事務手数料	3,300円

- 2 初期契約解除制度又はクーリング・オフ制度その他法令により契約者の負担が制限される場合には、その法令の定めを優先するものとします。

別紙第8条（新規工事費実質無料キャンペーン）

- 1 当社が指定する期間中に新規申込みを行った契約者については、新規開通工事費を 2 4 回分割払いとするものとします。
- 2 契約継続中は、工事費分割支払額と同額を月額料金から割引するものとします。
- 3 契約者が 2 4 か月以内に本サービスを解約した場合は、未払い工事費残額を一括して支払うものとします。